

平成15年3月6日
厚生労働省
農林水産省

第4回「食品の表示に関する共同会議」の開催について

1) このたび、第4回「食品の表示に関する共同会議」(厚生労働省薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会表示部会食品表示調査会及び農林水産省農林物資規格調査会表示小委員会)の開催日程及び議題が下記のとおり決まりましたので、お知らせいたします。(下記1参照)

2) また、あわせて、以下の 及び について募集いたします。

傍聴者

この会議を傍聴される方を募集いたしますので、希望する場合は、往復はがき又はFAXにてお申し込み下さい。(下記3(1)参照)

意見陳述

議題(1)の「品質保持期限及び賞味期限の統一について」について、第4回会議に出席して意見を述べることを希望する場合は、発言される予定の意見の要旨を記載した文書を添付し、郵送又はFAX又にてお申し込み下さい。(下記3(2)参照)

意見を述べることについては、農林水産省農林物資規格調査会表示小委員会に係る手続きです。

記

1. 開催日時、場所及び議題

第4回「食品の表示に関する共同会議」

厚生労働省薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会表示部会食品
表示調査会及び農林水産省農林物資規格調査会表示小委員会

開催日時：平成15年3月24日(月)14:00～16:00

開催場所：郵政事業庁舎2階共用会議室A～D

(東京都千代田区霞ヶ関1-3-2郵政事業庁舎2階)

議 題：(1)品質保持期限及び賞味期限の用語の統一について
(2)製造・加工等の定義について
(3)表示対象の考え方について

2. 傍聴及び意見陳述募集締切日

3月14日(金)

募集〆切日は、郵便の場合、同日必着とします。

3. 傍聴及び意見陳述の申込について

(1) 傍聴申込要領

- ・ 傍聴を希望される方は、お手数ですが、往復はがき又はファクシミリにて別紙様式に従い、お申し込み下さい。
なお、お電話によるお申込みは御遠慮ください。
- ・ お申し込み〆切日は、3月14日(金)です。
(傍聴募集〆切日は、往復はがきの場合、同日必着とします。)

- 希望者多数の場合は、抽選によることとさせていただきます。傍聴の可否につきましては、はがき又はファクシミリにより御連絡申し上げます。
- 傍聴を希望される報道関係者は、座席確保等の関係上、御電話又はファクシミリにより3月20日(木)までに、農林水産省総合食料局品質課(第4回事務局)までお申し込みいただくよう、お願い申し上げます。
- ・ 報道関係者によるカメラ撮りは、会議冒頭のみ可能です。

(2) 意見陳述申込要領

- ・ 意見陳述を希望される方は、お手数ですが、意見陳述を希望される旨を明記の上、発言される予定の意見の要旨を記載した文書を添付し、郵送またはFAXにて下記あてお申し込み下さい。
なお、お電話によるお申込みは御遠慮ください。
- ・ お申し込み〆切日は、3月14日(金)です。
(傍聴募集〆切日は、郵便の場合、同日必着とします。)

- ・ 勝手ながら、時間の都合上、意見陳述者は一定数に限らせて頂きます。なお、意見陳述の可否につきましては、お申し込み者に対し、当方より御連絡いたします。
- ・ 意見陳述の申込先

東京都千代田区霞が関1 - 2 - 1

農林水産省総合食料局品質課

「食品の表示に関する共同会議」担当あて

「第4回「食品の表示に関する共同会議」意見陳述希望」と明記の上、意見陳述者の御芳名(ふりがな)、御住所、及び電話・ファクシミリ番号を必ずお書き下さい。

4. 傍聴又は意見陳述される皆様へのお願い

「食品の表示に関する共同会議」の傍聴又は意見陳述に当たり、以下の事項をお願い申し上げます。これらについてお守りいただけない場合には、意見陳述又は傍聴をお断りすることがあります。

事務局の指定した場所以外の場所には立ち入らないでください。

携帯電話、ポケットベル等の電源は必ずお切りください。

傍聴中は静粛を旨とし、以下のような行為はお慎みください。

- ・ 委員等の発言に対する賛否の表明、拍手等
 - ・ 傍聴中の入退席（ただし、やむを得ない場合は除きます。）
 - ・ 写真カメラ、ビデオカメラ等による撮影、テープレコーダー等の使用（ただし、座長が特に認めた場合は除きます。）
- その他、座長及び事務局職員の指示に従ってください。

意見陳述にあたっての注意事項

意見の要旨は、邦文で提出して下さい。

事前に提出した意見の要旨の範囲を超える発言及び委員に対し質疑を行うことはできません。

表示小委員会の座長の承認を得たときは、実際に会議に出席せずに文書（邦文）で意見を提示することや代理人に意見を述べさせることができます。

意見を述べることを希望する者は、表示小委員会での発言時間等について座長の指示に従っていただきます。

質疑等は全て日本語で行いますので、外国関係者については通訳が必要な場合には出席者において準備願います。

【照会先】

厚生労働省医薬局食品保健部企画課

担当 桑島、中田、神奈川

TEL: 03-5253-1111（内線2452）

農林水産省総合食料局品質課

担当 金山、安達、相原

TEL: 03-3502-8111（内線3114）

03-3507-8592（直通）

「食品の表示に関する共同会議」傍聴のお申し込み様式

(1) 往復はがきによるお申し込みの場合

- ・返信用には、御自身の御住所、御芳名を御記入ください。

(記入例)

切手 〒100 - 8950 往信 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 1 農林水産省総合食料局品質課 「食品の表示に関する 共同会議」担当あて	(往信用はがきの裏面) <u>第4回「食品の表示に関する 共同会議」傍聴希望</u> 傍聴希望者の ・御芳名(ふりがな) ・御住所 ・御電話・ファクシミリ番号
--	---

(2) ファクシミリにてお申し込みの場合

- (宛 先) 農林水産省総合食料局品質課

「食品の表示に関する共同会議」担当あて

ファクシミリ番号 03 - 3501 - 0580

- (記載事項) **第4回「食品の表示に関する共同会議」傍聴希望**

傍聴希望者の御芳名(ふりがな)、御住所、御電話・ファクシミリ番号

車いすをご使用の方、盲導犬、聴導犬又は介護犬をお連れの方、手話通訳等を希望される方は、その旨お書き添えください。また、介助の方がおいでの場合には、その方の御芳名もお書き添えください。

複数名お申し込みの場合にも、お一人ずつの記載事項を御記入ください。